

# 中小企業が事業再生に必要な資金を保証付き融資で支援し、 事業再生の取組を後押しします

2023. 4

## 企業体質強化貸付（2）

経営改善サポート保証  
に対応した融資制度

道では、経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、**中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証」**に対応した融資メニューをご用意しています。

また、「経営改善サポート保証」は、令和5年1月の改正で、「認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業（通称：405事業）によって策定を支援した事業再生計画」においても、**全債権者の合意を得たものであれば対象となるよう要件が拡充**されたので、**民間ゼロゼロ融資等の返済負担が大きく、長期的に事業再生を進めたい（既往借入金を借換するなど）方は、活用をご検討ください。**

### 融資条件



制度名	中小企業総合振興資金 ライフステージ対応資金 企業体質強化貸付（2）
融資対象	国の全国統一保証制度である事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）（＝経営改善サポート保証）の対象となるもの  経営改善サポート保証の対象となるものは、次のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って、事業再生を行い金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うものとなります。 ① 中小企業活性化協議会の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ② 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生の計画 ③ 経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画 ④ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画  など ※他にも対象となる計画がありますので、詳しくは北海道信用保証協会のHP等をご確認ください。
資金用途	事業資金（道制度融資の既往残高の借換えに要する資金も対象（※）） ※新型コロナウイルス感染症対応資金（いわゆるゼロゼロ融資）の既往残高も対象 ※道制度融資以外の既往残高は対象外
融資金額	1億円以内
融資期間	15年以内（うち据置5年以内）
融資利率	金融機関所定の利率
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
保証料率	国による補助後の当初保証料率 <b>0.2%</b> ※通常保証料率は、0.80%～1.20%ですが、当初保証料に対し、国から0.60%～1.00%の補助があります。

- 国が信用保証料の一部を補助するため、中小企業者が負担する当初保証料率は、**0.2%**となります。 ※経営者保証免除対応を適用する場合も、国の補助により中小企業者が負担する当初保証料率は0.2%となる。
- 中小企業は、事業再生のための計画を策定する必要があるため、**自社を客観的に俯瞰し、改善のために今、何をすべきかが見えてきます。**

# 取扱金融機関

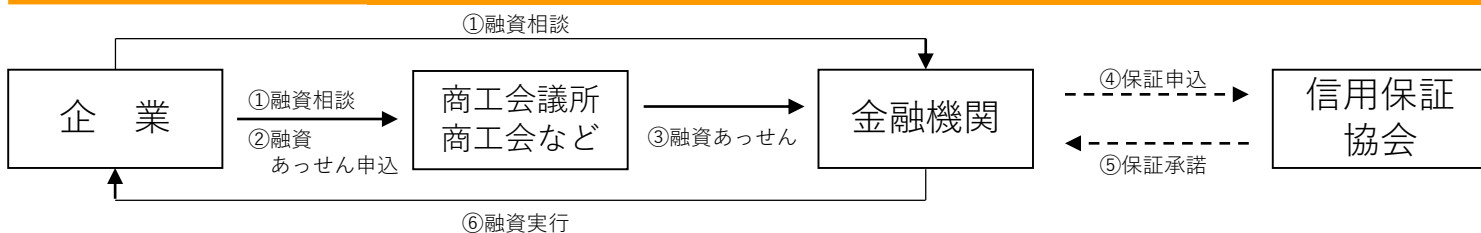
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

## お申込みに必要な書類

①	融資あっせん申込書（あっせん申込）
②	決算書等2期分（※1） （2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表）
③	事業再生計画書

- ※
1. 法人の方は商業登記簿謄本又は登記事項証明書が必要です。（※1）
  2. 設備資金の場合は、見積書又は契約書が必要です。
  3. 経営者保証の免除を希望する場合は、「経営者保証免除対応確認書」が必要です。
  4. 金融機関及び信用保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。（詳しくは金融機関または信用保証協会にお問い合わせください。）

## 融資までの基本的な流れ（申請の流れ）



注意事項：金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合がございます。

## お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会（※）に「融資あっせん」の申込みをしてください。（貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること）

- （※）・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。  
・（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

## お問い合わせ先

道庁経済部中小企業課、各（総合）振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所及びお取引のある金融機関にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2928
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9181
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619